

# 特定計量器製造事業届出等の手引き

石川県計量検定所  
2023年6月版

# 目次

<b>1</b>	<b>特定計量器製造事業の届出について</b> .....	1
<b>2</b>	<b>手続きについて</b> .....	1
<b>3</b>	<b>特定計量器製造事業の届出</b> .....	1
<b>4</b>	<b>届出事項の変更</b> .....	2
<b>5</b>	<b>事業の廃止</b> .....	5
<b>6</b>	<b>遵守事項</b> .....	5
別表 1	事業の区分・事業の区分の略称・検査のための器具、機械又は装置.....	6
別表 2	都道府県で検査可能な基準器.....	8
別表 3	特定計量器の種類・分類 1 / 2.....	9
別表 3	特定計量器の種類・分類 2 / 2.....	10
	特定計量器検査規則（例）.....	11
<b>7</b>	<b>申請・届出必要書類等一覧</b> .....	13
【様式 1】	特定計量器製造事業届出書.....	14
【様式 2】	届出書記載事項変更届.....	16
【様式 3】	事業譲渡証明書.....	18
【様式 4】	事業承継証明書.....	20
【様式 5】	事業承継同意証明書.....	22
【様式 6】	相続証明書.....	24
【様式 7】	事業廃止届.....	26
【様式 8】	届出製造事業者報告書.....	28

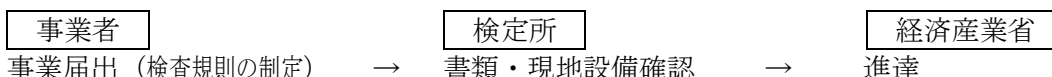
# 特定計量器製造事業届出等の手引き

## 1 特定計量器製造事業の届出について

特定計量器（電気計器を除く）の製造事業を行おうとする者は、省令で定める区分に従い、あらかじめ、その事業を行なおうとする主たる工場または事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由して経済産業大臣に届出が必要です。（計量法第40条）

なお、計量法第43条で定める検査義務（5頁）の実施が求められます。

〈新規届出の事務手続き概要〉



## 2 手続きについて

届出内容に応じて必要書類を準備・記載し、来所又は書類送付（郵送等）してください。

- ①来所 3部提出する書類は、副本1通に受付印押印のうえお返しします。  
書類確認し製造事業者の遵守事項について説明を行います。
- ②書類送付 3部提出する書類は、返信用封筒（切手貼付、宛先記載のもの）を同封してください。書類確認の後、副本1通に受付印押印し返送します。同封が無い場合は、押印したものをFAX又はMail返信とします。

書類送付先

〒920-8214 金沢市直江南2丁目1番地  
石川県計量検定所 (Tel 076-254-5507 Fax 076-254-5543)  
E-Mail: keiryu@pref.ishikawa.lg.jp

※ 記載事項不備等で再提出となる場合がありますので、事前に書類をFAX又はMail添付することをご検討下さい。

## 3 特定計量器製造事業の届出

- ①特定計量器製造事業届出書（様式1 14.15頁）・・・・・・・・・・・・・：3部

記載事項	
・届出年月日	
・住所及び氏名	
（法人）	（個人）
・法人の住所（登記簿住所） ・法人の名称及び代表者の氏名	・住所 ・氏名
・事業区分の略称（別表1を参照）	
・特定計量器の製造を行おうとする工場又は事業場の名称及び所在地	
・検査のための器具、機械または装置であって、経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数（名称は別表1を参照）	

- ②確認用添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・：1部
  - ・（法人）登記事項証明書（登記簿謄本）（交付の日から3カ月以内のもの）
  - ・（個人）住民票（交付の日から3カ月以内のもの）
  - ・工場及び事業場付近の見取図
  - ・基準器等検査成績書の写し
  - ・検査規則（11.12頁に規則例を掲載）

## 4 届出事項の変更

特定計量器の製造の届出をした者（届出製造事業者）は、届出事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事を経由して経済産業大臣に届出しなければなりません。（計量法第42条）

### (1) 氏名又は名称、住所、代表者名、工場（事業場）の名称及び所在地の変更

※事業の譲渡及び承継における変更の届出（3～4頁記載(3)～(6)）は、届出書記載事項変更届（3部提出）と併せて提出が必要です。

#### ①届出書記載事項変更届(様式2 16.17頁) . . . . . : 3部

記載事項	
・届出年月日	
・住所及び氏名	
(法人)	(個人)
・法人の住所（登記簿住所） ・法人の名称及び代表者の氏名	・住所 ・氏名
・事業区分の略称（別表1を参照）	
・変更のあった事項	
・変更の事由	

#### ②確認用添付書類 . . . . . : 1部

- ・（法人）登記事項証明書（登記簿謄本）（交付の日から3カ月以内のもの）
- ・（個人）住民票（交付の日から3カ月以内のもの）
- ・工場（事業場）所在地変更の場合は、工場（事業場）付近の見取図

### (2) 検査のための器具、機械または装置の変更

#### ①届出書記載事項変更届(様式2 16.17頁) . . . . . : 3部

記載事項	
・届出年月日	
・住所及び氏名	
(法人)	(個人)
・法人の住所（登記簿住所） ・法人の名称及び代表者の氏名	・住所 ・氏名
・事業区分の略称（別表1を参照）	
・変更のあった事項	
・変更の事由	

#### ②確認用添付書類 . . . . . : 1部

- ・基準器等検査成績書の写し

(3) 事業の全部を譲り受けた事業譲渡による氏名又は名称の変更

① 事業譲渡証明書(様式3 18.19頁) . . . . . : 1部

記載事項	
・届出年月日	
・譲渡者の住所及び氏名	
(法人)	(個人)
・法人の住所(登記簿住所) ・法人の名称及び代表者の氏名	・住所 ・氏名
・譲受人の住所及び氏名	
(法人)	(個人)
・法人の住所(登記簿住所) ・法人の名称及び代表者の氏名	・住所 ・氏名
・譲渡年月日	
・事業区分の略称(別表1を参照)	
・届出をした年月日(特定計量器製造事業届出書の届出年月日)	
・届出をした者の氏名又は名称及び住所 (特定計量器製造事業届出書の氏名又は名称及び住所)	
・工場及び事業場等の所在地	

② 確認用添付書類 . . . . . : 1部

(法人) 登記事項証明書(登記簿謄本) (交付の日から3カ月以内のもの)

(個人) 住民票(交付の日から3カ月以内のもの)

(4) 事業の全部を承継したことによる氏名又は名称の変更

① 事業承継証明書(様式4 20.21頁) . . . . . : 1部

記載事項	
・届出年月日	
・被承継者の住所及び氏名	
(法人)	(個人)
・法人の住所(登記簿住所) ・法人の名称及び代表者の氏名	・住所 ・氏名
・承継者の住所及び氏名	
(法人)	(個人)
・法人の住所(登記簿住所) ・法人の名称及び代表者の氏名	・住所 ・氏名
・承継年月日	
・事業区分の略称(別表1を参照)	
・届出をした年月日(特定計量器製造事業届出書の届出年月日)	
・届出をした者の氏名又は名称及び住所 (特定計量器製造事業届出書の氏名又は名称及び住所)	
・工場及び事業場等の所在地	

② 確認用添付書類 . . . . . : 1部

(法人) 登記事項証明書(登記簿謄本) (交付の日から3カ月以内のもの)

(個人) 住民票(交付の日から3カ月以内のもの)

(5) 地位を承継した相続人であって、2人以上の相続人の全員の同意により選出された事業承継による氏名又は名称の変更

③事業承継同意証明書(様式5 22.23頁)・・・・・・・・・・: 1部

記載事項	
・承継者の住所及び氏名 (法人)	(個人)
・法人の住所(登記簿住所) ・法人の名称及び代表者の氏名	・住所 ・氏名
・同意証明年月日	
・同意相続人の住所及び氏名	} 被証明者を除く、全員が署名します。
・住所 ・氏名	
・住所 ・氏名	

②確認用添付書類・・・・・・・・・・: 1部  
(法人) 登記事項証明書(登記簿謄本)(交付の日から3カ月以内のもの)  
(個人) 住民票(交付の日から3カ月以内のもの)

(6) 地位を承継した相続人であって、前述(3)～(5)以外の事業承継(1人相続)による氏名又は名称の変更

①相続証明書(様式6 24.25頁)・・・・・・・・・・: 1部

記載事項	
・承継者の住所及び氏名 (法人)	(個人)
・法人の住所(登記簿住所) ・法人の名称及び代表者の氏名	・住所 ・氏名
・証明書年月日	
・証明者の住所及び氏名	} 証明者は2人以上とし、全員が署名します
・住所 ・氏名	
・住所 ・氏名	

②確認用添付書類・・・・・・・・・・: 1部  
(法人) 登記事項証明書(登記簿謄本)(交付の日から3カ月以内のもの)  
(個人) 住民票(交付の日から3カ月以内のもの)

## 5 事業の廃止

特定計量器の製造の届出をした者（届出製造事業者）は、その届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事を経由して経済産業大臣に届出しなければなりません。（計量法第45条）

① 事業廃止届（様式7 26.27頁）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・：3部

記載事項	
・届出年月日	
・申請者の住所及び氏名	
(法人)	(個人)
・法人の住所（登記簿住所）	・住所
・法人の名称及び代表者の氏名	・氏名
・廃止年月日	
・事業区分の略称（別表1を参照）	
・届出をした年月日（特定計量器製造事業届出書の届出年月日）	
・事業場等の所在地	

## 6 遵守事項

### (1) 検査義務（施行規則第8条）

特定計量器を製造する場合、次のとおり検査義務が課せられています。

- ① 検査規則が制定され、その検査規則が確実に履行されていること。
- ② 検査管理責任者又は検査部門（以下「検査管理責任者等」という。）が設置され、その検査管理責任者等が検査を統括していること。
- ③ 一定の周期で検査設備の検査が行われ、適正な検査を行うことができるように管理されていること。
- ④ 当該特定計量器の構造及び器差を検査するために必要な性能を有する検査設備を用いて、検査規則に基づき全数検査により適正に検査が行われていること。
- ⑤ 検査に合格しなかった特定計量器が再調整され、又は廃棄されていること。
- ⑥ 検査管理責任者等が、検査記録を作成し、その検査管理責任者等の責任においてこれが3年以上保存されていること。

### (2) 基準器検査の受検（法第102条）

検査設備のうち基準器については、必要な周期で基準器検査を受ける必要があります。

※ 基準器の有効期間については、「別表2」とおり。

### (3) 検定証印等の除去（法第49条）

検定証印等（指定製造事業者が付す基準適合証印を含む。）が付されている特定計量器の改造または修理をした場合は、これらの検定証印等を除去しなければなりません。ただし、当該特定計量器について、経済産業省令で定める修理（計量法施行規則第11条（簡易修理））をした場合において、その修理した特定計量器が経済産業省令で定める技術上の基準（特定計量器検定検査規則（以下「検定検査規則」という。）第64条）に適合し、かつ、その器差が経済産業省令で定める使用公差（検定検査規則第65条）を超えないときは、この限りではありません。

### (4) 年度報告（施行規則第96条）

製造事業の前年度実績を毎年4月末日までに報告してください。

届出製造事業者報告書（1通） 「様式8」参照

別表1 事業の区分・事業の区分の略称・検査のための器具、機械又は装置

	事業の区分	事業の区分の略称	検査のための器具、機械又は装置
1	タクシメーターを製造する事業	タクシメーター	1 タクシメーター装置検査用基準器 2 時間計
2	非自動はかりのうち、検出部が電気式的ものを製造する事業	質量計第一類	次のいずれかの設備 1 基準はかり及び基準分銅 2 基準分銅
3	非自動はかりのうち、検出部が電気式以外のものを製造する事業	質量計第二類	
4	分銅又はおもりを製造する事業	分銅等	
5	自重計を製造する事	自重計	次のいずれかの設備 1 荷重試験装置（測定できる最小荷重の値が最大荷重の1/50以下のものに限る。） 2 質量計であって、検定証印等が付されたもの 3 基準はかり及び基準分銅
6	ガラス製温度計（ガラス製体温計を除く。）を製造する事業	ガラス製温度計	1 次に掲げるイ又はロの設備 イ 基準ガラス製温度計 ロ 基準ベックマン温度計 2 温度検査槽
7	ガラス製体温計を製造する事業	ガラス製体温計	1 基準ガラス製温度計
8	抵抗体温計を製造する事業	抵抗体温計	2 温度検査槽
9	皮革面積計を製造する事業	皮革面積計	基準面積板
10	水道メーターのうち、標準流量が5 m <sup>3</sup> /h以下のものを製造する事業	水道メーター第一類	次のいずれかの設備 1 基準はかり 2 基準水道メーター 3 液体メーター用基準タンク 4 液体メーター用基準体積管
11	水道メーターのうち、標準流量が5 m <sup>3</sup> /h超のものを製造する事業	水道メーター第二類	
12	温水メーターを製造する事業	温水メーター	
13	自動車等給油メーターを製造する事業	自動車等給油メーター	
14	小型車載燃料油メーターを製造する事業	小型車載燃料油メーター	次のいずれかの設備 1 基準はかり又は基準分銅及び基準密度浮ひょう又は基準比重浮ひょう 2 基準燃料油メーター 3 液体メーター用基準タンク 4 液体メーター用基準体積管
15	大型車載燃料油メーターを製造する事業	大型車載燃料油メーター	
16	微流量燃料油メーターを製造する事業	微流量燃料油メーター	
17	燃料油メーターを製造する事業のうち、前四号に掲げるもの以外のものを製造する事業	定置燃料油メーター等	
18	液化石油ガスメーターを製造する事業	液化石油ガスメーター	次のいずれかの設備 1 基準はかり又は基準分銅及び液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計 2 液体メーター用基準体積管
19	ガスメーターのうち、使用最大流量が2.5 m <sup>3</sup> /h以下のものを製造する事業	ガスメーター第一類	次のいずれかの設備 1 基準ガスメーター 2 ガスメーター用基準体積管
20	ガスメーターのうち、使用最大流量が2.5 m <sup>3</sup> /h超のものを製造する事業	ガスメーター第二類	
21	排ガス積算体積計、排ガス流速計及び排ガス流量計を製造する事業	排ガス積算体積計等	
22	排水積算体積計、排水流速計及び排水流量計を製造する事業	排水積算体積計等	次のいずれかの設備 1 基準はかり 2 液体メーター用基準タンク 3 液体メーター用基準体積管
23	量器用尺付タンクを製造する事業	量器用尺付タンク	次のいずれかの設備 1 基準はかり 2 基準水道メーター 3 液体タンク用基準タンク
24	密度浮ひょう（耐圧密度浮ひょうを除く。）、酒精度浮ひょう及び浮ひょう型比重計を製造する事業	密度浮ひょう等	1 基準ガラス製温度計 2 次に掲げるイ又はロの設備 イ 基準密度浮ひょう ロ 基準比重浮ひょう 3 基準酒精度浮ひょう



	事業の区分	事業の区分の略称	検査のための器具、機械又は装置
25	耐圧浮ひょう型密度計を製造する事業	耐圧浮ひょう型密度計	1 基準分銅 2 基準ガラス製温度計 3 耐圧試験機 4 耐圧容器
26	アネロイド型圧力計のうち、検出部が電気式のもの(アネロイド型血圧計を除く。)を製造する事業	圧力計第一類	次のいずれかの設備 1 基準液柱型圧力計 2 基準重錘型圧力計
27	アネロイド型圧力計のうち、検出部が電気式のもの以外のもの(アネロイド型血圧計を除く。)を製造する事業	圧力計第二類	
28	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの(アネロイド型血圧計を除く。)を製造する事業	血圧計第一類	次のいずれかの設備 1 基準液柱型圧力計 2 基準重錘型圧力計 3 血圧計用基準圧力計
29	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの以外のものを製造する事業	血圧計第二類	
32	積算熱量計を製造する事業	積算熱量計	1 基準ガラス製温度計 2 次のいずれかの設備 イ 基準はかり ロ 基準水道メーター ハ 液体メーター用基準タンク ニ 液体メーター用基準体積管 3 恒温槽
33	照度計を製造する事業	照度計	1 単平面型基準電球 2 分光測定装置 3 直流電圧計
34	騒音計を製造する事業	騒音計	1 基準静電型マイクロホン 2 次に掲げるイ又はロの設備 イ 無響装置 ロ カブラ 3 周波数特性測定装置
35	振動レベル計を製造する事業	振動レベル計	1 基準サーボ式ピックアップ 2 加振装置 3 周波数特性測定装置
36	最大需要電力計、精密電力量計、普通電力量計及び無効電力量計を製造する事業	最大需要電力計等	1 基準電力量計 2 絶縁抵抗検査設備
37	特別精密電力量計を製造する事業	特別精密電力量計	
38	直流電力量計を製造する事業	直流電力量計	1 基準電流計 2 基準電圧計 3 絶縁抵抗検査設備
39	濃度計(酒精度浮ひょう、ガラス電極式水素イオン濃度検出器及びガラス電極式水素イオン濃度指示計を除く。)を製造する事業	濃度計第一類	1 電圧調整器 2 交流電圧計 3 次に掲げるイ、ロ又はハの設備 イ 検定検査規則第二十条に規定する標準物質又は特定二次標準物質等による標準物質の値付けを行った標準物質 ロ 校正用装置 ハ 直流電圧発生器、直流電圧計及び温度計
40	ガラス電極式水素イオン濃度検出器を製造する事業	濃度計第二類	1 直流電圧計 2 温度計 3 検定検査規則第二十条に規定する標準物質又は特定二次標準物質による標準物質の値付けを行った標準物質
41	ガラス電極式水素イオン濃度指示計を製造する事業	濃度計第三類	1 電圧調整器 2 交流電圧計 3 直流電圧発生器
42	自動はかりのうち、ホッパースケールを製造する事業	ホッパースケール	基準分銅
43	自動はかりのうち、充填用自動はかりを製造する事業	充填用自動はかり	
44	自動はかりのうち、コンベヤスケールを製造する事業	コンベヤスケール	

	事業の区分	事業の区分の略称	検査のための器具、機械又は装置
45	自動はかりのうち、自動捕捉式はかりを製造する事業	自動補足式はかり	基準分銅
46	自動はかりのうち、前4号に掲げるもの以外のものを製造する事業	その他の自動はかり	

別表2 都道府県で検査可能な基準器

種 類	能 力		有効期間
長さ基準器	タクシメーター装置検査用基準器		4年
質量基準器			
基準手動(直示)天びん	秤量2 t以下で目量・感量が秤量の4千分の1以上のもの		3年
基準台手動はかり	秤量5 t以下で目量・感量が秤量の2万分の1以上のもの		3年
1級基準分銅		鋳鉄製・軟鉄製 上記以外	1年
2級基準分銅			5年
3級基準分銅			
体積基準器			
基準ガスメーター	1回転20 L以下の湿式		2年
液体メーター用基準タンク	1000 L未満で水道・温水メーターの検査に用いるもの	ステンレス製	8年
	25 L以下で燃料油メーターの検査に用いるもの	ステンレス製以外	5年

### ○基準器について

特定計量器の検定及び定期検査等を行う時に、**基準の値を示す計量器**として使用されます。また、法令でその使用方法及び基準器検査を受けることが出来る者が限定された計量器です。(検定や定期検査を行う公的機関、計量器の届出製造・修理事業者等)

**基準器検査**とは、基準器に定められた有効期間毎に規定された要件を満たしているかを確認する検査です。

検査に合格した基準器は、基準器検査証印が付され、有効期間が更新された基準器検査成績書が交付されます。

(基準器検査成績書は、当該基準器が法定計量の特定業務に用いる要件を満たすことを証明するもので、計量のトレーサビリティの根拠を与えるものではありません。これが必要な場合は、JCSS登録事業者等の校正事業者による校正証明書を求めてください。)

### ○特定計量器とは

商店や病院などで使用されるはかり、各種メーター(水道、ガス、電気計器、ガソリンスタンド給油量、タクシ料金等)、体温計、血圧計など生活関連に特定した18種類を計量法で定めたものです。

また、適正な計量の実施を確保するために、その構造又は器差に係る基準が定められ、取引・証明に使用出来る基準を満たす場合に「検定証印」または「基準適合証印」が付されます。

別表3 特定計量器の種類・分類1/2

特定計量器 種類・分類表 (計量法施行規則第103条の規定を基とする)		
特定計量器の種類	特定計量器の分類	事業区分
タクシーメーター	タクシーメーター	タクシーメーター
質量計	電気式はかり (自動はかりを除く。)	質量計第一類
	手動天びん	質量計第二類
	等比皿手動はかり	〃
	棒はかり	〃
	その他の手動はかり (等比皿手動はかりを除く皿手動はかり、棒はかりを除く さおはかり、懸垂式はかり及び台手動はかりを含む。)	〃
ばね式指示はかり	〃	
手動指示併用はかり	〃	
その他の指示はかり	〃	
質量計	ホップースケール	ホップースケール
	充填用自動はかり	充填用自動はかり
	コンベヤスケール	コンベヤスケール
	自動補足式はかり その他の自動はかり	自動補足式はかり その他の自動はかり
質量計	分銅	分銅等
	定量おもり	〃
	定量増おもり	〃
	自重計	自重計
温度計	ガラス製温度計 (-30~360°C以下)	ガラス製温度計
	ガラス製体温計	ガラス製体温計
	抵抗体温計	抵抗体温計
皮革面積計	皮革面積計	皮革面積計
体積計	水道メーター (口径 40mm 以下)	水道メーター第一類 (最大流量 8 m <sup>3</sup> /h 以下)
	水道メーター (口径 40mm 超)	水道メーター第二類 (最大流量 8 m <sup>3</sup> /h 超)
	温水メーター	温水メーター
	自動車等給油メーター	自動車等給油メーター
	小型車載燃料油メーター (※口径 25mm 以下)	小型車載燃料油メーター
	大型車載燃料油メーター (※口径 25mm 超)	大型車載燃料油メーター
	簡易燃料油メーター	定置燃料油メーター等
	微流量燃料油メーター (※使用最大流量 1L/min 以下)	微流量燃料油メーター
	定置燃料油メーター	定置燃料油メーター等
	液化石油ガスメーター (※口径 40mm 以下)	液化石油ガスメーター
	都市ガス用ガスメーター (使用最大流量 6 m <sup>3</sup> /h 以下)	ガスメーター第一類 (最大流量 2.5 m <sup>3</sup> /h 以下)
都市ガス用ガスメーター (使用最大流量 6 m <sup>3</sup> /h 超)	ガスメーター第二類 (最大流量 2.5 m <sup>3</sup> /h 超)	

別表3 特定計量器の種類・分類2 / 2

特定計量器 種類・分類表 (計量法施行規則第103条の規定を基とする)			
特定計量器の種類	特定計量器の分類		事業区分
体積計	石油ガス用ガスメーター (使用最大流量 2.5 m <sup>3</sup> /h 以下)	ガスメーター第一類 (最大流量 2.5 m <sup>3</sup> /h 以下)	排ガス積算体積計等 排水積算体積計等 量器用尺付タンク
	石油ガス用ガスメーター (使用最大流量 2.5 m <sup>3</sup> /h 超)		
	排ガス積算体積計		
	排水積算体積計		
	量器用尺付タンク (自動車搭載式)		
密度浮ひょう	耐圧密度浮ひょう以外の密度浮ひょう		密度浮ひょう等
	耐圧密度浮ひょう		耐圧浮ひょう型密度計
アネロイド型圧力計	アネロイド型血圧計以外のアネロイド型圧力計	圧力計第一類 (電気式検出部) 圧力計第二類 (検出部が電気式以外)	
	アネロイド型血圧計	血圧計第一類 (電気式検出部) 血圧計第二類 (検出部が電気式以外)	
流量計	排ガス流量計		排ガス積算体積計等
	排水流量計		排水積算体積計等
積算熱量計	積算熱量計		積算熱量計
電気計器	最大需要電力計		最大需要電力計等
	特別精密電力量計		特別精密電力量計
	精密電力量計		最大需要電力計等
	普通電力量計		//
	直流電力量計		//
	無効電力量計		//
照度計	照度計		照度計
騒音計	性能が高い旨の表記のある騒音計 (精密騒音計)		騒音計
	性能が普通である旨の表記のある騒音計 (普通騒音計)		//
振動レベル計	電磁式振動レベル計		振動レベル計
	圧電式振動レベル計		//
濃度計	ジルコニア式酸素濃度計		濃度計第一類
	溶液導電率式二酸化硫黄濃度計		//
	磁気式酸素濃度計		//
	紫外線式二酸化硫黄濃度計		//
	紫外線式窒素酸化物濃度計		//
	非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計		//
	非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計		//
	非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計		//
	化学発光式窒素酸化物濃度計		//
	ガラス電極式水素イオン濃度検出器		濃度計第二類
ガラス電極式水素イオン濃度指示計		濃度計第三類	
酒精度浮ひょう		密度浮ひょう等	
浮ひょう型比重計	比重浮ひょう		密度浮ひょう等
	重ポーメ度浮ひょう		//
	日本酒度浮ひょう		//

# 特定計量器検査規則（例）

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この特定計量器検査規則(以下「規則」という。)は、計量法第43条に基づき、〇〇〇会社が製造する特定計量器[事業区分：〇〇〇。対象の特定計量器：〇〇〇、・・・]の品質を確保するための必要な事項を定め、適正な特定計量器製造事業の実施を図ることを目的とする。  
(検査規則制定の根拠となる計量法の該当箇条と事業区分とその対象となる特定計量器の種類等を記載する。)

（組織）

第2条 特定計量器の製造に係る所管部署は〇〇〇部[課]とし、以下組織は別紙1のとおりする。  
(検査管理責任者及び検査管理者)

第3条 本規則の円滑な実施を確保するため検査部門を設置し、検査管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び検査管理者（以下「管理者」という。）により構成する。

2 管理責任者は事業場の長、又はこれに準ずる者とする。

3 管理責任者の職務は次のとおりとする。

- 一 検査部門から管理者の任命及び監督。(必要に応じて実施)
- 二 特定計量器検査細則（以下「細則」という。）の制定及び改訂
- 三 検査設備の管理及び整備の統括
- 四 特定計量器の検査方法の改善及び指導
- 五 特定計量器の検査の実施に係わる統括
- 六 検査設備の管理記録及び特定計量器の検査記録の保存の統括
- 七 検査結果を評価し品質水準の向上に努める
- 八 その他、適正な検査の実施を確保するための必要な措置

4 管理者の職務は次のとおりとする。

- 一 検査設備の定期点検の実施
- 二 検査実務者への指導・教育
- 三 検査結果の報告及び記録の保存

(小規模事業場については、「管理責任者」及び「管理者」等の兼務を妨げない。)

## 第2章 検査設備

（管理台帳）

第4条 検査設備（基準器等を含む）の名称・性能・用途・数量及び点検記録等は別紙2の「管理台帳」のとおりとする。(管理台帳の様式は、各事業者の様式で作成し別紙として添付する。)

（保存）

第5条 管理台帳の保存期間は当該設備が管理対象として存在する間とする。

(保存期間は、器物廃棄後〇〇年としてもよい。)

（管理及び整備の方法）

第6条 検査設備の管理及び整備の方法は、別途「細則」に定める基準に基づき実施する。

(「細則」を設ける場合には、設備の保管場所の平面図、配置図、基準器の有効期間及び更新周期の管理、その他設備の検査周期、日常点検の方法、管理責任者等の具体的な管理方法を記載する。検査規則本文中でも良い。)

## 第3章 検査

（検査の種類）

第7条 検査の種類は次のとおりとする。

- 一 材料・部品等の受け入れ検査
- 二 部品等の組み立てにおける工程検査
- 三 計量器としての完成品検査（構造・器差）
- 四 製品としての出荷検査（梱包を含む）

（検査の頻度）

第8条 検査は原則として全数検査とする。ただし、受け入れ検査及び工程検査については、データ等に基づき抜取検査も可能とする。

(検査の方法)

**第9条** 検査の方法は、別途「細則」に定める基準に基づき実施する。なお、検定対象計量器については構造及び器差ともに特定計量器検定検査規則（以下「検則」という。）及び検則から引用するJISの規定に準じて行うものとする。

2 法第49条第2項により、型式承認された構造の範囲を超える製造をした時には型式承認表示を除去しなければならないが、同条同項のただし書きにより、製造する特定計量器の型式承認番号による承認部品を使用した製造をした時には型式承認表示を除去しなくても良い。

3 検定証印が付された特定計量器を製造した後の検定証印の取扱いや検定受検については次のとおりとする。

①施行規則第10条の軽微な製造の内容及び施行規則第11条の簡易製造（法49条1項のただし書きの技術基準と使用公差を満たすことを検査し確認した場合に限る）の場合、検定証印を除去しなくても良い。

②上記①以外の製造をした場合又は器差を調整した場合には、検定証印を除去し、さらに取引証明に使用する場合には検定を受検しなければならない。

(「細則」を設ける場合には、基準となるJIS規格番号等、(製造の場合)検定を要す製造となる製造内容(製造する範囲の把握)、具体的な検査の方法を盛り込む。検査規則本文中でも良い。)

## 第4章 不合格品等の処置

(処置の方法)

**第10条** 不合格品が発生した場合には、次のことを厳守する。

- 一 受け入れ検査及び工程検査で不合格品が発生した場合には、次工程に送らない。
- 二 完成品検査及び工程検査で不合格が発生した場合には、再調整又は廃棄措置を講ずる。
- 三 完成後検査、〇〇ヶ月以上倉庫等に保管されていたものについては、出荷にあたり再度完成品検査を実施する。
- 四 管理責任者は不合格品が多数発生した場合には、原因を究明し対策を講ずる。
- 五 その他、詳細については、別途「細則」に定める基準に基づき実施する。

2 不合格品を廃棄又は所有者に返却するときは検定証印が除去されていることを確認する。

(「細則」を設ける場合には、具体的な方法を盛り込む。検査規則本文中でも良い。)

## 第5章 記録の保存

(検査記録の保存)

**第11条** 検査結果については、別紙3の「検査記録」に記録を取るとともに〇〇年保存する。

(記録の保存は、最低3年以上とする。なお、有効期間を有する特定計量器の保存期間は、計量器毎の有効期間を考慮し制定する。検査記録の様式は、各事業者の様式で作成し別紙として添付する。)

(事業実績の記録の保存)

**第12条** 特定計量器の製造の実績数を年度ごとに集計し、記録する。記録の保存期間は検査記録に準ずる。

## 第6章 その他

(変更等の届出及び事業実績の報告)

**第13条** 法第46条第1項に規定する届出事項に変更が生じた時は、又は、事業を廃止した時は、石川県知事に規定の様式により変更の届出をする、又は、廃止の届出をする。

2 特定計量器の製造の実績数は、規則第96条の規定により、事業場の所在地を管轄する行政庁へ指定の様式で年度毎に報告を行う。

附 則

1	年	月	日	制定	⇒	届出書の提出日を記載
2	年	月	日	改訂		
3	年	月	日	改訂		

## 7 申請・届出必要書類等一覧

※登記事項証明書・住民票等は、交付の日から3ヶ月以内のものであること

		提出書類等			
		個人・法人共通	個人	法人	
届出		特定計量器製造事業届出書 工場及び事業場付近の見取図 基準器等検査成績書の写し 検査規則	住民票	登記事項 証明書 (登記簿 謄本)	
特定計量器製造事業届出書 記載事項の変更	住所変更	移 転		届出記載事項変更届 工場及び事業場付近の見取図	登記事項 証明書 (登記簿 抄本)
		住所表示又は地番変更	届出記載事項変更届	証明書  証明書	
	氏名称変更	事業譲渡 合併・分割	届出記載事項変更届 事業譲渡証明書又は事業承継証明書	住民票	登記事項 証明書 (登記簿 謄本)
		名称変更	届出記載事項変更届		
		相 続	届出記載事項変更届 相続証明書(相続人1人)又は事業承継 同意証明書(2人以上の相続人)		
	事業所所在地変更		届出記載事項変更届 工場及び事業場付近の見取図	—	—
	代表者変更		届出記載事項変更届	住民票	登記事項 証明書 (登記簿 謄本)
	検査のための器具、 機械又は装置変更		届出記載事項変更届 基準器等検査成績書の写し	—	—
	事業廃止		事業廃止届	—	—

【様式 1】

## 特定計量器製造事業届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住 所

(名称及び代表者の氏名)

氏 名

下記により、計量法第40条第1項の特定計量器の製造の事業を届け出ます。

記

1 事業の区分の略称

2 当該特定計量器の製造をしようとする工場又は事業場の名称及び所在地

3 当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であつて、計量法第40条第1項第4号の経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数

備考

- 1 用紙の大きさはA4とする。
- 2 第2項の事項は別紙に記載することができる。
- 3 住民票又は法人にあつては登記事項証明書を添付すること。



## 特定計量器製造事業届出書

製造事業届出書を提出した日 → ◇◇◇◇年◇◇月◇◇日

経済産業大臣 殿

住 所 (法人：登記した本社・本部の住所)  
(個人：住民票の住所)

(名称及び代表者の氏名)

氏 名 (法人：登記した本社・本部の会社名、代表者名)  
(個人：住民票の氏名)

下記により、計量法第40条第1項の特定計量器の製造の事業を届け出ます。

### 記

#### 1 事業の区分の略称

○○○○○○○○ ← 別表1(手引き6~8頁)を参照し製造する特定計量器の  
事業の区分の略称

#### 2 当該特定計量器の製造をしようとする工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 ○○○○○工場(事業場)

所在地 ○○県○○市○○町○ー○

#### 3 当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であって、計量法第40条第1項第4号の経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数

○○○○○○○○

↑

別表1を参照し修理する特定計量器の  
検査のための器具、機械又は装置の名称

△△△△△△

↑

性能(仕様等)

□□

↑

使用数

#### 備考

- 1 用紙の大きさはA4とする。
- 2 第2項の事項は別紙に記載することができる。
- 3 住民票又は法人にあつては登記事項証明書を添付すること。

【様式 2】

## 届出書記載事項変更届

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住 所

(名称及び代表者の氏名)

氏 名

下記のとおり変更があったので、計量法第42条第1項の規定により届け出ます。

記

1 変更のあった事項に係る事業の区分の略称

2 変更のあった事項

3 変更の事由

備考

- 1 用紙の大きさはA4とする。
- 2 法第41条の規定による変更については、それぞれの証明書を添付すること。
- 3 第2項及び第3項の事項は別紙に記載することができる。



【様式 3】

## 事業譲渡証明書

年 月 日

譲渡者 住 所

(名称及び代表者の氏名)

氏 名

譲受者 住 所

(名称及び代表者の氏名)

氏 名

上記の者の中で下記の製造の事業の全部が 年 月 日に譲渡されたことを証明します。

記

- 1 事業の区分の略称
- 2 届出をした年月日
- 3 届出をした者の氏名又は名称及び住所
- 4 工場及び事業場等の所在地

備考

1. 用紙の大きさはA4とする。

## 事業譲渡証明書

事業譲渡証明書を提出した日 → ○○○○年○○月○○日

譲渡者 住 所 (法人：登記した本社・本部の住所)  
(個人：住民票の住所)  
(名称及び代表者の氏名)

氏 名 (法人：登記した本社・本部の会社名、代表者名)  
(個人：住民票の氏名)

譲受者 住 所 (法人：登記した本社・本部の住所)  
(個人：住民票の住所)  
(名称及び代表者の氏名)

氏 名 (法人：登記した本社・本部の会社名、代表者名)  
(個人：住民票の氏名)

上記の者の間で下記の製造の事業の全部が△△△△年△△月△△日に譲渡されたことを証明します。

### 記

1 事業の区分の略称

○○○○○○○○ ← 製造届出した事業の区分の略称

2 届出をした年月日

◇◇◇◇年◇◇月◇◇日 ← 製造事業届出書を提出した日

3 届出をした者の氏名又は名称及び住所

製造事業届出書を提出した者の氏名又は名称及び住所

4 工場及び事業場等の所在地

「特定計量器製造事業届出書」の副本があれば、参照すると良いでしょう。

### 備考

1. 用紙の大きさはA4とする。

【様式 4】

## 事業承継証明書

年 月 日

被承継者 住 所

(名称及び代表者の氏名)

氏 名

承継者 住 所

(名称及び代表者の氏名)

氏 名

上記の者の中で下記の製造の事業の全部の承継が 年 月 日にありまして  
たことを証明します。

記

- 1 事業の区分の略称
- 2 届出をした年月日
- 3 届出をした者の氏名又は名称及び住所
- 4 工場及び事業場等の所在地

備考

1. 用紙の大きさはA4とする。

## 事業承継証明書

事業承継証明書を提出した日 → ○○○○年○○月○○日

被承継者 住 所 (法人：登記した本社・本部の住所)  
(個人：住民票の住所)  
(名称及び代表者の氏名)

氏 名 (法人：登記した本社・本部の会社名、代表者名)  
(個人：住民票の氏名)

承継者 住 所 (法人：登記した本社・本部の住所)  
(個人：住民票の住所)  
(名称及び代表者の氏名)

氏 名 (法人：登記した本社・本部の会社名、代表者名)  
(個人：住民票の氏名)

上記の者の間で下記の製造の事業の全部の承継が△△△△年△△月△△日にありましたことを証明します。

### 記

1 事業の区分の略称

○○○○○○○○ ← 製造届出した事業の区分の略称

2 届出をした年月日

◇◇◇◇年◇◇月◇◇日 ← 製造事業届出書を提出した日

3 届出をした者の氏名又は名称及び住所

製造事業届出書を提出した者の氏名又は名称及び住所

4 工場及び事業場等の所在地

「特定計量器製造事業届出書」の副本があれば、参照すると良いでしょう。

### 備考

1. 用紙の大きさはA4とする。

【様式 5】

## 事業承継同意証明書

住 所

(名称及び代表者の氏名)

氏 名

上記の者は、  
の相続人であり、かつ相続人全員の同意により製造の  
事業を承継する相続人として選定された者であることを証明します。

年 月 日

相続人 住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

### 備考

1. 用紙の大きさはA4とする。
2. 相続人は、被証明者を除き、全員が署名すること。



## 事業承継同意証明書

経済産業大臣 殿

住 所 (法人：登記した本社・本部の住所)  
(個人：住民票の住所)  
(名称及び代表者の氏名)

氏 名 (法人：登記した本社・本部の会社名、代表者名)  
(個人：住民票の氏名)

上記の者は、○○○○○○○○○○の相続人であり、かつ相続人全員の同意により製造の事業を承継する相続人として選定された者であることを証明します。

○○○○年○○月○○日 ← 事業承継同意証明書を提出した日

相続人	住 所
	氏 名
	住 所
	氏 名
	住 所
	氏 名
	住 所
	氏 名
	住 所
	氏 名

### 備考

1. 用紙の大きさはA4とする。
2. 相続人は、被証明者を除き、全員が署名すること。

【様式 6】

## 相 続 証 明 書

住 所

(名称及び代表者の氏名)

氏 名

上記の者は、  
年 月 日に承継したことを証明します。

年 月 日

証明者 住 所

氏 名

住 所

氏 名

### 備考

1. 用紙の大きさはA4とする。
2. 証明者は2人以上とし、全員が署名すること。

# 相 続 証 明 書

住 所 (法人：登記した本社・本部の住所)  
(個人：住民票の住所)  
(名称及び代表者の氏名)

氏 名 (法人：登記した本社・本部の会社名、代表者名)  
(個人：住民票の氏名)

上記の者は、○○○○○○○○○○○○○○○○の相続人であり、その製造の事業を  
○○○○年○○月○○日に承継したことを証明します。

○○○○年○○月○○日 ← 相続証明書を提出した日

証明者 住 所  
氏 名

住 所  
氏 名

## 備考

1. 用紙の大きさはA4とする。
2. 証明者は2人以上とし、全員が署名すること。

【様式 7】

# 事業廃止届

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住 所

(名称及び代表者の氏名)

氏 名

下記の製造の事業は、年 月 日に廃止したので計量法第45条1項の規定により、届け出ます。

記

1 事業の区分の略称

2 届出をした年月日

3 工場及び事業場等の所在地

備考

1. 用紙の大きさはA4とする。

【様式 7 記載方法】

※この様式は3部提出

## 事業廃止届

事業廃止届を提出した日 → ○○○○年○○月○○日

経済産業大臣 殿

届出者 住 所 (法人：登記した本社・本部の住所)  
(個人：住民票の住所)  
(名称及び代表者の氏名)

氏 名 (法人：登記した本社・本部の会社名、代表者名)  
(個人：住民票の氏名)

下記の製造の事業は、○○○○年○○月○○日に廃止したので計量法第45条1項の規定により、届け出ます。

記

1 事業の区分の略称

○○○○○○○○ ← 製造届出した特定計量器の事業の区分の略称

2 届出をした年月日

○○○○年○○月○○日 ← 製造事業届出書を提出した日

3 工場及び事業場等の所在地

○○県○○市○○町○ー○ ← 製造事業を行っていた工場・事業場等の所在地

備考

1. 用紙の大きさはA4とする。

【様式 8】

## 届出製造事業者報告書

年 月 日

石川県知事 殿

報告者 住 所

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
代表者の氏名

計量法施行規則第96条により、次のとおり報告します。

年度	事業の 区 分		届出の 年月日	年 月 日	整理 番号	
工場（事業場）名及び所在地			登録商標又は経済産業 大臣へ届出た記号			
特定計量器の種類	製造個数	修理個数	工場（事業場）別内訳 （工場（事業場）を2以上有する場合に限る。）			
			工場（事業場）名	製造個数	修理個数	

### 備考

1. 用紙の大きさはA4とする。
2. 整理番号の欄は、記入しないこと。
3. 特定計量器の種類は、計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。

## 届出製造事業者報告書

届出製造事業者報告書を提出した日 → ○○○○年○○月○○日

石川県知事 殿

報告者 住 所 (法人：登記した本社・本部の住所)  
(個人：住民票の住所)

(名称及び代表者の氏名)

氏 名 (法人：登記した本社・本部の会社名、代表者名)  
(個人：住民票の氏名)

計量法施行規則第96条により、次のとおり報告します。

年度	事業の区分	別表1又は別表3の 事業区分名参照	届出の 年月日	年 月 日	整理 番号	
工場（事業場）名及び所在地			登録商標又は経済産業大臣へ届出た記号			
特定計量器の種類		製造個数	修理個数	工場（事業場）別内訳 (工場(事業場)を2以上有する場合に限る。)		
				工場（事業場）名	製造個数	修理個数
別表3の種類名参照						

手引き  
6~10頁  
参照

**備考**

1. 用紙の大きさはA4とする。
2. 整理番号の欄は、記入しないこと。
3. 特定計量器の種類は、計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。